第８８回大阪府森林審議会

会議録

日時：令和５年１月20日（金）

午後２時00分～午後３時30分

場所：大阪府咲洲庁舎　50階　迎賓会議室

第８８回大阪府森林審議会

令和５年１月２０日

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　お待たせいたしました。定刻より早いですが、ただいまから第８８回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

　私は、本日司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の天羽でございます。よろしくお願いいたします。

　まず、委員の皆様におかれましては、２０２２年１１月１日から２年間、委員就任について御承諾いただきましたこと、お礼申し上げます。

　本日の審議会には、委員１４名中１１名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第４条の規定により、本会議は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

　なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

　次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

　お配りしております茶封筒の中に、配付資料を入れさせていただいております。

　１枚目が「次第」、２枚目が「出席者名簿」、３枚目「大阪府森林審議会規程」、その次は「大阪府森林審議会規程」の「改正案」、続いて諮問書の写し、森林法に基づく「大阪地域森林計画の変更について」。資料１「地域森林計画と今回の変更内容について」、資料２「林地開発許可実績」、資料２（参考）、資料３「高槻市における森林災害復旧事業について」、資料４「森林環境譲与税を活用した取組みについて」、資料１（参考）、資料３（参考）となっております。

　お手持ちの資料、不足等ございませんでしょうか。

　それでは、会議に先立ちまして、みどり推進室長の赤井から御挨拶を申し上げます。

【赤井みどり推進室長】　　皆さん、こんにちは。みどり推進室の赤井でございます。

　第８８回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

　委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

　加えまして、このたびの委員改選に当たりまして、皆様におかれましては就任を御快諾いただき、改めてお礼を申し上げます。

　１４名の委員のうち１１名におかれましては、再任ということで御快諾をいただきました。引き続き、よろしくお願いいたします。

　また今回、３名の委員に新たに御就任いただきましたので、僣越ではございますけども、私から簡単に御紹介をさせていただきます。

　お１人目は、大阪府指導林家の寺井みどり委員でございます。

　寺井委員におかれましては、河内林業地の千早赤阪村に約１００ヘクタールの森林を所有されておりまして、大変質の高い優良材を産出するなど、持続的な林業経営を自ら実践されており、林業全般に関する豊富な知識と御経験をお持ちの方でございます。

　次に、株式会社南河内林業代表取締役の仲谷貴紀委員でございます。

　仲谷委員におかれましては、府内でも数少ない林業事業体の経営者としまして、早くから提案型の集約施業や人材育成に積極的に取り組まれておりまして、森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営体に登録されるなど、高度な林業技術と豊富な森林経営の経験、知識をお持ちの方でございます。

　次に、西野智子委員でございます。

　西野委員におかれましては、一級建築士として木造住宅の設計のみならず、健康住宅を考える女性建築士ネットワークでございますＮＰＯ法人もく（木）の会代表として、地域材を活用した無垢の家づくりをはじめ、研修会や体験ツアーを通じて、住まいを通して私たちと山のつながりを学ぶといった活動など、精力的に展開されておられるということで、建築分野での木材利用に関する造詣が大変深い方でございます。

　皆様におかれましては、長年携わってこられました専門分野からの御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

　本日の審議会でございますが、初めに大阪府知事から諮問をいたします大阪地域森林計画の変更について、御審議をお願いいたします。

　その後、事務局より林地開発の許可実績等について報告をさせていただきます。

　また、第８４回の森林審議会で報告をいたしました平成３０年９月の台風２１号による森林被害につきまして、大阪府森林組合をはじめといたします関係者の御尽力により、森林の災害復旧が一定完了いたしましたので、その状況、それから令和元年度から全国の自治体に譲与が始まっております国の森林環境譲与税の活用状況等についても御報告をさせていただきます。

　委員の皆様方には、忌憚のない御意見、御議論を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　次に、本日御出席いただいている委員の皆様を御紹介させていただきます。

　まずは、会場での御参加で、近畿中国森林管理局局長の柏原委員でございます。

【柏原委員】　　どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　河内長野市市長の島田委員でございます。

【島田委員】　　よろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　大阪府森林組合代表理事組合長の栗本委員でございます。

【栗本委員】　　栗本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　大阪府指導林家の寺井委員でございます。

【寺井委員】　　どうぞよろしくお願いします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　株式会社南河内林業代表取締役の仲谷委員でございます。

【仲谷委員】　　仲谷です。よろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　ＮＰＯ法人もく（木）の会代表の西野委員でございます。

【西野委員】　　よろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　奈良女子大学教授の藤平委員でございます。

【藤平委員】　　藤平です。よろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　大阪府立大学名誉教授の増田委員でございます。

【増田委員】　　増田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　千早赤阪村村長の南本委員でございます。

【南本委員】　　南本です。よろしくお願いいたします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　京都府立大学准教授の三好委員でございます。

【三好委員】　　三好です。よろしくお願いします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　次に、オンラインでの御参加で、神戸大学名誉教授の黒田委員でございます。

【黒田委員】　　今日は、ウェブで失礼いたします。ちょうど出張の移動時間に当たってしまいまして、申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いします。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　なお、一般社団法人大阪府木材連合会会長の津田委員、京都府立大学教授の長島委員、京都大学教授の藤田委員におかれましては、所用のため本日は御欠席でございます。

　以上で、御紹介を終わらせていただきます。

　なお、本日はウェブ参加の委員もおられますので、御発言の際はマイクの使用をお願いいたします。

　それでは、議事に入らせていただきますが、本日の審議会は委員改選後初めての開催となりますので、大阪府森林審議会規程第２条の規定により、まず委員の互選によりまして会長を選任いただく必要がございます。

　つきましては、議事の（１）会長の選任等につきまして、会長が選任されるまでの間、僣越ではございますが私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、議事の（１）会長の選任等につきまして、本審議会の会長について、いかがいたしましょうか。

【三好委員】　　よろしいでしょうか。

　ここはやはり、豊富な御経験と卓越した御見識をお持ちの増田先生に引き続きお願いするのがいいと思いますが、いかがでしょうか。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　ただいま三好委員から、増田委員を会長にという御発言がありました。

　委員の皆様、ほかに御意見ございませんでしょうか。

　それでは、お諮りさせていただきます。増田委員に会長をお願いすることで、御異議ございませんでしょうか。

　皆様、異議なしということでございますので、増田委員に会長をお願いしたいと存じます。

　それでは、これ以降の議事につきまして、審議会規程第５条第１項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。増田会長、議長席へ移動をお願いいたします。

　それでは、増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】　　それでは、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

　皆様方の御推挙によりまして、会長という大任を仰せつかりました。前期に続きまして、よろしくお願いしたいと思います。

　今、森林を取り巻く、あるいは林業を取り巻く環境というのは、ある意味、気候変動の中で木質化であったり木造化であったり、材としての重要性という追い風の部分と、もう一方のほうでは、気候変動の中で激甚災害が常態化しつつあるということと、もう一つはやはり林業経営の厳しい状況にあるといった向かい風と、両方ともにさらされているといったところです。

　この審議会、その向かい風と追い風、いかに追い風を受けながら向かい風に向かっていくのかというようなあたりを、皆で忌憚ない意見交換しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

　それでは、座って進行させていただきます。

　それでは、まず初めに、本日の議事録の署名委員ですけれども、仲谷委員と三好委員のお二方にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

　また次に、審議会規程第２条第３項の規定に基づきまして、会長代行をあらかじめ選任したいと思います。

　どなたか、会長代行に関しまして御意見ございませんでしょうか。いかがでしょう。

【藤平委員】　　よろしいでしょうか。

【増田会長】　　はい。藤平委員、どうぞ。

【藤平委員】　　御経験のある栗本委員にお願いしてはいかがと思いますが、皆様いかがでしょうか。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ただいま藤平委員から、栗本委員に会長代行をという御発言がございました。

　お諮りをしたいと思います。皆さん、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。異議なしの答えでございます。

　栗本委員には、非常な御負担をおかけしますけれども、よろしくお願いしたいと思います。一言、御挨拶されますか。

【栗本委員】　　承知いたしました。皆さんの御協力を得て、多分ですがそういうことにはならないと思いますけれども、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

【増田会長】　　分かりました。ありがとうございました。それでは、よろしくお願いしたいと思います。

　議事次第に基づきまして、議事を進めてまいりたいと思います。

　まず、本審議会には、林地開発許可などに関する事項を審議するために、森林保全整備部会を設置しております。審議会規程第６条第２項及び第３項の規定によりまして、森林保全整備部会の部会長及び部会委員はいずれも会長が指名することとなっております。

　それでは、少し事務局のほうから御説明いただくんですかね。

【早川森づくり課森林整備補佐】　　はい。

【増田会長】　　よろしくお願いします。

【早川森づくり課森林整備補佐】　　それに関しましては、森林審議会規程の変更を提案したいと考えております。

　お手元の資料の７ページを御覧いただけないでしょうか。お配りしております改正案でございます。

　現在の規程では、第６条第１項第１号の森林保全整備部会は部会長を除き７名と定めておりますが、今回の委員改選によりまして、専門的な見地から御審議いただけます学識経験者の人員が少なくなりましたため、５名程度としてはいかがでしょうか。なお、他県の状況を見ましても、５名程度で審議を行っていることを確認しております。

　またもう一点、平成３０年度から令和元年度に設置をしておりました森林整備指針検討部会が、令和元年８月２３日の答申日をもって解散しておりますので、その該当項目につきましても削除してはいかがでしょうか。

　以上の２点を提案いたします。

【増田会長】　　ありがとうございました。

　資料の７ページ目に改正案ということで、議事の中で、大阪府森林審議会規程の変更について、今、御提案がございました。

　第６条の７名のところを５名程度にと。それと、森林整備指針検討部会、これを解散という、削除ということと、第７条、第10条にそれに関連しての削除事項があるということと、附則を今日認めていただきましたら、令和５年１月から施行するということでございます。

　何か御意見、もしくは御質問等ございますでしょうか。いかがでしょう。よろしいでしょうか。

　それでは、皆さんに御理解いただいたということで、規程の変更ということでしていきたいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

　つきましては、今ございましたように森林保全整備部会の部会長及び部会委員につきましては、会長からの指名というふうになっておりますので、僣越ながら私のほうから御指名をさせていただきたいと思います。

　今日、公務があって御欠席ですけれども、部会長には藤田委員、よろしくお願いしたいと思います。

　また、部会委員に関しましては、各種の専門領域を鑑みて、黒田委員、長島委員、藤平委員、三好委員と私の５名で構成したいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

　事務局のほう、藤田先生については、内諾か何かいただいているでしょうか。いかがでしょうか。

【早川森づくり課森林整備補佐】　　藤田委員のほうには説明をしまして、内諾をいただいております。

【増田会長】　　分かりました。ありがとうございます。

　それでは、今日御欠席の委員に関しましては、後日、事務局からよろしくお伝えいただくということで進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

　ありがとうございました。

　それでは、本題と言うとおかしいですけれども、議事の２番目「大阪地域森林計画の変更」につきまして、議論を進めてまいりたいと思います。

　まず、内容に関しまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【速水森づくり課技師】　　本日説明をさせていただきます大阪府森づくり課の速水と申します。よろしくお願いいたします。

　初めに、知事から審議会長宛ての諮問書の写しを皆様にお配りしていますので、読み上げさせていただきます。

　９ページを御覧ください。

　「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について（諮問）。森林法第５条第５項の規定に基づき大阪地域森林計画を変更するにあたり、貴審議会の意見を求めます」。内容について、御審議よろしくお願いいたします。

　それでは、変更の概要について御説明いたします。

　１１ページの資料１「地域森林計画と今回の変更内容について」を御覧ください。

　また、こちらの変更の概要の説明については、後ろのほうにつけております参考資料の１というパワーポイントの資料で御説明いたします。画面スクリーンにもそちらのほうを共有いたします。

　森林計画制度の体系についてですが、右図のようになっておりまして、まず政府が森林・林業基本法に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、森林・林業基本計画を策定します。この計画は、おおむね５年ごとに見直しが行われるもので、令和３年の６月に策定されました。

　全国森林計画は、森林・林業基本計画に即し、農林水産大臣が森林法第４条に基づき、５年ごとに１５年を１期として策定することとされております。

　こちら、赤字で囲っております地域森林計画は、都道府県知事がこの全国森林計画に即して、民有林について森林法第５条に基づき５年ごとに１０年を１期として策定するもので、市町村が地域森林計画に即して策定する市町村森林整備計画の指針となるものです。

　この森林計画制度の下で、国、都道府県、市町村により、森林の適正な整備や保全が推進されております。

　現計画の計画期間は、令和２年４月１日から令和１２年３月３１日となっております。

　次のページに行きまして、地域森林計画において掲げる事項は、画面の１から１２のとおりです。

　今回の変更は、７の「林道の開設及び改良に関する計画」に係るものです。

　今回の変更は、個別施設計画の遂行と林道の強靭化、輸送力の向上のため、林道の改良に関する計画について２路線を追加、９路線を後半５か年より前半５か年に前倒しし、林道の舗装に関する計画については２路線を追加するものです。

　改良の内容は、泉佐野市生草線では擁壁の工事、その他の路線では橋梁の改良になります。

　こちらが、改良の計画に新規に追加する泉佐野市の生草線の写真になります。

　林道の下部の斜面が崩壊して、路肩の一部が崩落しているのが分かります。崩壊している路肩に、延長１０メートル、高さ３から４メートルの擁壁を造る改良工事を来年度より開始する予定でございます。

　次の写真に移りまして、こちらがもう一路線、新規に改良計画に追加する岬町奥池線の不動橋の写真です。

　橋長は１５.１メートル、幅員は５.６メートルの橋です。

　令和２年の１１月に点検診断を実施したところ、主桁においてコンクリートが剝離し、鉄筋が露出している箇所が見られたため、個別施設計画において危険度が高いと判定されました。鉄筋が露出すると劣化が進み強度が落ちるため、剝離した部分を埋める改良工事を計画しております。

　続きまして、その下の写真が、後半５か年から前半５か年に計画を前倒しする河内長野市御光滝線の４号橋の写真です。

　橋長は８メートル、幅員は４メートルあり、１９７８年に建設された橋梁です。

　令和元年１１月に点検診断を実施したところ、下部工にひび割れと遊離石灰が確認され、危険度が高いと判定されました。

　上の写真の赤い線がひび割れの箇所で、橋台を横断するように幅１ミリの割れが入っているのが分かります。また、橋台の向かって右側に遊離石灰が見られます。

　下の写真が、遊離石灰が見られる箇所を拡大した写真です。ひび割れから水が浸入してコンクリートの成分と反応し、遊離石灰が発生したと考えられます。ひび割れに樹脂等の注入材を注入して割れを埋め、水の浸入を防ぐ工事を予定しております。

　続きまして、こちらが舗装の計画に追加する岸和田市牛滝線の路面の状況の写真になります。

　牛滝線では、令和２年度に降雨が原因でのり面が崩壊する災害が発生しました。現在も工事中であり、災害が発生してから２年以上の間、閉鎖しております。長期間、車両が通行していないこともあり、路面のひび割れやアスファルトの剝離など傷みが激しい箇所があるため、舗装を打ち直す工事を計画しております。

　続きまして、実際の計画の変更案について御説明いたします。

　参考資料のほうではなくて、お手元の資料のほうの１４ページを御覧ください。

　この資料は、今までに御説明した変更部分だけを抜粋した大阪地域森林計画書の案になります。

　１９ページの「林道の開設又は拡張に関する計画」を御覧ください。

　拡張の自動車道（改良）の計画のうち、高槻市の萩谷岡山線、河内長野市の島の谷線、才ノ神線、中之谷線、加賀田横谷線、野谷線と、２０ページにまいりまして、御光滝線、流谷線、また貝塚市の犬鳴東手川線において、後半５か年から前半５か年に計画を前倒しするため、前半５か年の計画箇所の欄に○をつけております。また、泉佐野市の生草線、岬町の奥池線を新たに追加しております。

　２１ページを御覧ください。

　こちらが、拡張の自動車道（舗装）の計画になります。河内長野市の千石谷線、岸和田市の牛滝線を追加しております。

　以上、地域森林計画の変更について説明をさせていただきました。

　なお、変更案については、林野庁と事前協議をした結果、指摘はございませんでした。

　また、変更案について、森林法の規定に基づき、令和４年１２月９日から令和５年１月１０日までの約３０日間、公告、縦覧をしましたところ、意見の申立てがなかったので、御報告いたします。その後、近畿中国森林管理局及び市町村に協議を行いましたが、異議はありませんでした。

　本日、この審議会において変更案が了承されましたら、農林水産大臣に協議をし、計画変更の決定を行い、年度内に公表をすることとしております。

　以上で、地域森林計画の変更について説明を終わらせていただきます。

【増田会長】　　ありがとうございました。

　ただいま大阪地域森林計画の変更について御説明ございました。何か御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

　いずれも公告、縦覧もして意見書も出ていないということと、一定の協議も進んでいるということでございます。いかがでしょう。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

　それでは、ただいま御提案いただきました変更内容について妥当とする旨、原案どおり答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、妥当とする旨、答申させていただきたいと思います。

　以上、本日予定しておりました審議事項は終了いたしました。

　引き続いて、何点か報告事項がございますので、報告事項についてということと、「その他」に進んでいきたいと思います。

　まず、報告の「（１）林地開発許可の実績」について、事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【長岡森づくり課主事】　　大阪府森づくり課保全指導グループの長岡と申します。

　私からは、資料の２２ページ、資料の２「林地開発許可の実績報告について」、御説明させていただきます。

　それでは、２３ページを御覧いただけますでしょうか。

　こちらは、昨年度の森林審議会の開催の日から令和５年１月１９日までの期間における、森林保全整備部会での個別意見聴取の対象とならない開発に係る森林面積が５ヘクタール未満の林地開発許可の実績となっております。

　なお、報告期間において、森林保全整備部会での個別意見聴取が必要となる５ヘクタール以上の許可事案はございませんでした。

　２４ページに許可事案別の詳細を添付しておりますのと、１ページ飛びますが、２６ページに許可事案別の位置図を参考に添付しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

　それでは、２３ページの林地開発許可の実績を御説明させていただきます。

　こちら、実績における新規許可のその他につきましては、農地の改良が１件となっております。こちらは、森林と農地が隣接している場所において、農地改良のために一体的に林地開発許可を取得したものでございまして、開発行為に係る森林面積は２.８３８９ヘクタールでございます。

　変更許可については、工場・事業所用地の造成１件と土石の採掘５件の合計６件でございます。

　工場・事業所用地の造成については、太陽光発電所の設置予定地において、事業区域の変更と許可期間の延長によるものでございます。係る森林面積は、０.２０９９ヘクタール増加しております。

　土石の採掘につきましては、緑化計画や事業区域の変更、土石の採掘を継続するための許可期間の延長に伴うものでございまして、係る森林面積は合計で８.９２７６ヘクタール増加しております。

　そうしましたら、次に２５ページを御覧いただけますでしょうか。

　こちらは、近年の林地開発の傾向につきまして、このグラフでは過去５年間の新規の許可及び協議、変更によって新たに開発される森林面積を、開発行為の目的別に示しております。

　ここでの協議というのは、森林法第１０条の２、第１項第１号または第３号によって許可を要しないとされる国、地方公共団体が行う事業等について連絡調整をしたものとなっております。

　５年間の大阪府の傾向といたしましては、平成３０年度の許可における高速道路の新設であったり、令和元年度の協議における安威川ダムの建設、続いて令和３年度の協議における国際文化都市彩都の土地区画整理事業などの公共事業的要素のものが多くの割合を占める、そういった状況になっております。

　資料２の林地開発許可等の実績報告については、以上でございます。

【増田会長】　　ありがとうございました。

　ただいま、報告「（１）林地開発許可の実績」について御報告をいただきました。何か御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。いかがでしょう。

　大体、公共事業は、終えんしたと見ていいんでしょうか。まだ出てくるんでしょうか。

【長岡森づくり課主事】　　公共事業、新名神の高速道路の開発は終了しつつあるんですが、まだ国際文化都市の彩都に関しては、土地区画整理事業についてまだ開発が残っている部分の相談が今来ていますので、またこれから開発の相談があると思われます。

【増田会長】　　なるほど。分かりました。

　何か御意見とか御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　長らく第２名神の話と安威川ダムと彩都が出てきていましたけれども、彩都はまだ続いていくということだということでございます。よろしいでしょうか。

　ありがとうございました。

　それでは、ただいま御報告いただきました案件に関しましては、共通の理解を得たということでございます。

　続きまして、次第の５番目「その他」ということで、事務局のほう、何か御準備いただいているでしょうか。いかがでしょうか。

【浦久保森づくり課主査】　　はい、議長。

【増田会長】　　はい、どうぞ。

【浦久保森づくり課主査】　　２点、御報告をさせていただきたい件がございます。

【増田会長】　　はい。

【浦久保森づくり課主査】　　高槻市における森林災害復旧事業、それから森林環境譲与税の進捗について御報告をさせていただきます。

　まず、私、森づくり課の浦久保と申します。よろしくお願いいたします。

　私のほうからは、「高槻市における森林災害復旧事業について」、御報告をいたします。

　お手元の資料３、Ａ３の裏表の分に概要を記載しております。それから、前のスクリーンでは、パワーポイントと同じ内容でさせていただきます。

　まず初めに、台風２１号の概要についてです。

　平成３０年９月４日午後に大阪府に最接近しまして、中心気圧が９４５ヘクトパスカル、猛烈な台風でございました。最大瞬間風速は、多くの箇所で観測史上１位を更新しまして、右上の写真では関西国際空港の連絡橋にタンカーがぶつかったものでして、大きく報じられたものです。雨については、最大地点でも１３１ミリと、雨よりも風の被害の大きい台風でございました。

　風倒木被害の面積は、府内全体で７２８ヘクタールでしたが、そのうち８４％を占めたのが高槻市でございます。全体面積も大きいですが、１か所当たりの被害面積も広大なものでした。

　その次のスライド、左の図は、高槻市の被害エリアを赤枠で囲っております。高槻市北東部の被害が特にひどかったものです。右側が、被害直後の写真になりますが、一斉に同じ方向に折り重なって倒れているのが御覧になれます。目撃していた人によりますと、一気に倒れたということでした。

　続きまして、「森林災害復旧事業の概要」です。

　高槻市では、風倒木被害が局地激甚災害の指定基準を満たしましたため、同年１２月５日に政令で指定されました。それに伴い、激甚災害地に手当される森林災害復旧事業を導入しまして、人家裏や道路際で早期復旧が必要な１２３ヘクタールを復旧することにいたしました。

　補助率は、国が２分の１、都道府県が６分の１、事業主体である森林組合が３分の１ですが、高槻市が事業主体分の９０％を補助することになりまして、実際の事業費につきましては下の表の右側にありますとおりです。

　また、表の左、事業種別を見ますと、被害木等の整理及び跡地造林が実績で１２３ヘクタール、作業路の開設が約４２キロメートル余りの実績となりました。

　次に、植栽した樹種についてです。

　所有者の強い希望もありまして、広葉樹を主体として、人工林の補植についてはスギ、ヒノキといった植栽をいたしました。なるべく手間をかけずに森林に復旧するということで、植栽密度はヘクタール１,０００本程度、それからシカの対策として、一本一本に単木の防護資材を設置いたしました。

　ここからは、復旧前後の写真を見ていただきます。

　御覧の中畑地区ですが、人家裏ということもありまして、最も先行して実施したところでございます。右下が復旧後ですね。作業路がしま状に御覧いただけると思います。かなり密度の濃い作業路をつけました。

　次が、出灰地区ですけれども、府道６号沿いでよく目立つ箇所でして、急斜面である上に斜面の下が芥川という河川が流れていましたため、かなりの難工事となりました。右下の復旧後の写真の見えている白っぽい箇所ですが、土砂崩れが発生しまして、その後、山を安定させるために筋工という工法、それから植生シート工を施工しまして、早期の緑化回復を図りました。こうした簡易的な土木工事も、植栽箇所を確保するためということで実施をいたしました。

　次の写真も、府道６号沿いの箇所です。

　次に、今回、事業の実施に当たりまして課題がございました。

　まずは、２次災害を防ぐために早急かつ的確な対策が必要であったこと。それから、未曽有の大規模森林災害でございましたので、事業主体も地元市も事業経験や技術ノウハウが不足していたことといった課題がございました。

　そこで、関係機関が連携しまして取り組む体制づくりですとか、最新技術の活用により安全作業・効率化の推進が求められることとなりました。

　そこでまず、令和元年５月に森林組合、それから高槻市、大阪府が主体となりまして、高槻市森林災害復旧事業検討会議を立ち上げまして、その後、定期的に会議や現地調査を重ねまして、問題点の共有や進捗管理、関係機関との調整を進めてまいりました。これまで、実に２２回もの会議を開催いたしました。

　次に、また新技術の活用につきましては、被災直後は倒木がひどくて地上からの現況把握が困難を極めたことから、府内ではこれまで林業分野での実例が少なかったドローンを活用いたしまして現地調査を行い、事業計画を作成いたしました。事業の進捗管理につきましても、ドローンを活用しまして効率的に進めることができました。

　次に、急斜面で倒木が折り重なり、人力での作業は危険であったことから、フェラーバンチャーによる伐倒、抜根、木寄せと、それからフォワーダによる運材、木を運ぶのを組み合わせた作業を採用いたしました。これによりまして、作業能率と労働安全性の向上を図ることができました。

　こちらが、作業風景を並べております。

　次に、ドローンによる資材運搬の実証試験ということで、急斜面への大量の造林資材の搬入が必要でしたので、大型ドローンの活用の実証実験も行いました。

　令和３年１２月に、関係者２６人が見学の下、苗木の単木保護資材の運搬を行いました。このときは、人力運搬をした場合だと往復５０分を要するところ、ドローンでは約６分ということで、大幅に効率化することが確認できた一方で、このドローンを１日借りますと、操縦者２名をつけて３０万円ほどしたということで、コスト面では今後の改善に期待されるところです。

　次に、広葉樹造林及びシカ害防止のための植栽試験も行いました。

　府内では、これまで広葉樹林をこれほど大規模に造成した事例があまりなく、また地域では野生ジカによる食害への対処が課題であったことから、まずは被害跡地の一部に植栽試験地を設けまして、実証試験を行いました。

　樹種は、地域の自生種とされる広葉樹の中からヤマザクラ、コナラ、ケヤキなど１１種類を選定しまして、同時にシカによる食害防止のためのツリーシェルター、こちらも種類が幾つかございますので、そのうち４種類を選定して、どれが現地に合うかという試験を行いました。

　この試験の植栽後、定期的に調査を行いまして、約１０回のモニタリング調査を行いまして、効果や問題点を検証した上で、実際に植栽する樹種ですとか防護資材の種類を決めることができました。

　また、地域と連携した取組も進めました。

　倒木被害が最も多かった地域にある高槻市立樫田小学校からの依頼で、コナラですとかシイ、カシといったドングリを子どもたちが拾い集めまして、保護者が作った手作りの竹ポットで苗木を作りまして、令和４年３月１６日に全校生徒６７名が参加しまして、風倒木災害跡地の植樹活動を行いました。

　また、森林再生には地元住民の理解と協力が重要であることから、大阪府森林組合の森林観光センター裏手の山におきまして、市民共創の森づくりといたしまして、令和４年４月１７日に植樹イベントを行いました。当日は、高槻市長をはじめ多くの地域関係者、地域住民、森林ボランティアら１３５名が参加しまして、ヤマザクラなど２２５本の広葉樹を植栽しました。将来は、花の名所となるような立派な森林に再生するようにという願いを共有したところです。

　ここで、大阪府森林組合様に提供いただいたドローンによる動画を、少し御覧いただこうと思います。

　スクリーンのほうを御注目ください。

　これが、出灰地区の大規模崩壊地の上部の復旧作業状況です。かなり急斜面のところでして、上部も長い間、道をつけてつけて、ようやくここまでたどり着いたというところです。

　この、ちょっと見えますザウルスロボという林業機械、こちらが倒木の処理をしているのが御覧になれると思います。こういうふうに一本一本撤去していきました。

　これは、フォワーダで材の運搬をしているところです。今回の事業での総搬出量は約３万立米、うち半分が市場に材として出した、残りがバイオマス発電とパルプということで聞いております。

　先ほど御報告しました小学校の植樹イベントの様子です。こちらが、中畑地区の裏手の山で植樹を行いました。ちょっと見えています治山堰堤が、府の環境税で設置しました治山堰堤です。集落のちょうど本当に近接した裏手でしたので、かなり作業も注意しながら行いました。

　ここがよく目立つところでもありまして、こちらも広葉樹主体で植えていますので、また四季を感じられる山になるかなと考えております。

　動画については以上です。

　最後に、少しまとめをさせていただきますと、今回の事業の成果としましては、関係機関の効果的な連携、それから新たな森林施業技術の活用、地域連携による森林再生の取組が達成できたと考えております。

　一方、残された課題としましては、まだまだ残っております被災森林の再生ですね。後継事業の検討が必要というところと、この地域連携による森林再生をいかに継続していくかというところが課題と考えております。

　以上で、森林災害復旧事業に関する報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【増田会長】　　ありがとうございました。

　ただいま御紹介いただいた再生事業といいますか、激甚に対しての後の動きですけども、何か栗本さん、追加なり補足ございますかね。

【栗本委員】　　この場をお借りいたしまして、関係者の皆さん、特に増田委員長様にも大変御尽力をいただきまして、今見ていただきましたように一定の整備を終えたところです。本当にどうもありがとうございました。

　私たち森林組合といたしましては、この災害で起こった復旧の、今、見ていただきましたように、折り重なった木を整備する技術を次のときに役立たせるように、やはり技術は持っておきたいと、こういうふうに考えておりまして、またどこかで災害が起こったとき、土砂災害のときでもお役に立てるように、この機会に整備もしていきたいというふうに思っておりますので、御協力どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【増田会長】　　どうもありがとうございます。

　何か御質問とかございますでしょうか。

　非常にすごい災害だって、私も栗本さんにお世話になって復旧現場を今年見せていただいて、かなり植栽は、植樹は進んだと。ただし、植樹をしてからの３年ないし５年間、木が草に負けない状態まで管理を継続するというのは、非常に大きな課題でということだと思います。また引き続き、管理のほうもよろしくお願いしたいと思います。

【浦久保森づくり課主査】　　議長、黒田委員が手を挙げていらっしゃいます。

【増田会長】　　黒田委員、どうぞ。

【黒田委員】　　黒田です。声、聞こえますでしょうか。

【増田会長】　　大丈夫です。

【黒田委員】　　本当に今拝見して、大変な作業をされたって、実はほかの県では放置されているところをいろいろと聞きますので、本当に作業は大変だったなというふうに思いました。そのことで、まず草に負けないという次の話をされていましたけれども、２つほど気になったことがあります。

　ともかく復旧が大事ということと、それから針葉樹の放置が多かったので、針葉樹じゃなくて広葉樹を選ばれたというのはよく分かるんですけれども、やはり植えたものがイロハモミジとかヤマザクラということで、どっちかというと景観整備寄りのものかなというのがあって、ヤマザクラに関しては今、クビアカツヤカミキリが大分被害を出しつつあって、森林のほうでも被害が出てきたと聞いていますので、今後、桜を植えるというときは注意が要ると思います。外来種で大被害が出るということになってきています。

　もう一つは、復旧した後、広葉樹だとそのまま自然林に戻るという感覚でおられる一般の方がすごく多いんですけれども、これを放置するとやっぱり三、四十年後にナラ枯れが起こりますし、それから次に、管理しようと思うと、やっぱり何らかの資源として売れるとか、民有林の場合は特に物として売れないと放置になるので、今後、こういう植栽をされるときは、戻ることの次っていうのもやはり考えておく必要があると思っています。

　材として使えるものを一緒に植えるとか、初めは一部はまき生産でもいいのかもしれませんけれども、ここのところでやっぱりどうしても持ち主の方で小面積をお持ちの方は特に、きれいになったからよかったという感覚の方をよく見ていますので、今後の審議の課題としてちょっと意識していただけたらなと思います。以上です。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　クビアカは、園芸種はかなり罹患するということですけど、やはりヤマザクラでもやっぱりそろそろかかっている事例が出てきているんでしょうか。

【黒田委員】　　それは私、樹木医さんから聞いています。

　それからもう一つ、ヤマザクラだから大丈夫という言い方は絶対難しい、まあ駄目なんですよね。これ例えば、梅畑とか桃の果樹園とか、１種類だけ植わっているところってわあっと虫が増えやすいんですけれども、そういう被害が増えて虫が増えると、自然的な植生でもやはり課題は増えていきますので、この虫の防除のところが今全くもうほとんどお手上げ状態に近いので、やはり警戒はすごく必要だと思っています。もちろん園芸種だから大丈夫ということではないです。

【増田会長】　　なるほど、分かりました。

　私の今活動しているところではなかなか、ソメイヨシノはやられるんですけど、ヤマザクラがやられていないのは、むしろ密度の問題というふうに理解しといたほうがいいかもしれないですね。

【黒田委員】　　環境の問題として、１種類だけ植わっていないというのは大きいかなとは思っていますけど。

【増田会長】　　なるほど、分かりました。

　あともう一点、いかがでしょう。将来的に広葉樹を植えて材としての価値みたいな、流通に関して何か、栗本委員、ございますでしょうか。いかがでしょう。

【栗本委員】　　貴重な御指摘、ありがとうございました。

　私どもは、イロハモミジとかケヤキは、今見ていただきましたように芥川沿いですので、渓畔にたくさん生えている自然樹木でもありますので、そういうのを選ばせていただきました。

　クヌギ、コナラにつきましては、私どもの地域は、特に豊能地区なんかでは、まきを生産したらすぐに売り切れるというぐらいに非常によく売れておりまして、この地域もそういう生産がかつては盛んでしたので、そういうことも復活したいなという、そういう気持ちで植えておるところでございます。以上です。

【増田会長】　　なるほど、分かりました。菊炭みたいな形になるといいですね。

【黒田委員】　　ありがとうございました。よく理解できました。うまくその資源につなげられるという計画であるということで。はい、ありがとうございます。

【増田会長】　　ありがとうございます。ほか何か、御意見いかがでしょうか。

　三好委員、どうぞ。

【三好委員】　　これで一段落ついたということで、本当に関係者の方は大変な御尽力、御苦労されたことと思います。心からありがとうございましたといいますか、ねぎらう言葉をおかけしたいと思います。

　ただ、一段落はついたのは分かるんですが、このように樹木が倒れてしまうと、これ根返りのところと幹折れのところでまた話が違うとは思うんですけれども、特に幹折れなんかの場合は根っこがまだ残っている状態で、これが１５年ぐらいで腐ってくるので、その頃ぐらいまでそんな斜面安定という意味、あるいは土壌侵食に対抗する力という意味では、しっかりとモニタリングしていかないと、３年や５年ではその影響というのが消えるものではないということが１つ、コメントとしてお伝えするとともに、そのあたりについて何か府として管理していく、見守っていくような体制が、あるいは関係の機関も連携しながらそういうことができるのかなというのが、少し書いといていただければ。

【増田会長】　　なるほど。はい、分かりました。

【三好委員】　　あと一つだけ付け加えて言いますと、恐らく今回、今回と言いますか、この平成３０年の台風はひどい、本当にひどい災害になりましたが、これは１回だけじゃないと私は思っています。今後、繰り返し繰り返しいろんなところで起こることだと思うので、この高槻の例でしっかりとした対応、あるいはどういう対応がどういう結果に結びつくのかということを慎重に見定めておく必要があると思いますので、そういう意味も含めて１５年とかそれぐらいの長期スパンでどう管理していくのかということについてのお考え、少しでもお聞かせいただけたらありがたいと思います。

【増田会長】　　何遍も当てて申し訳ないですけど、いかがでしょうかね。

　結構、幹折れがあったんでしょうか。

【栗本委員】　　そうですね、はい。

【増田会長】　　町なかは車道の木が根っこごと倒れたというのは、町なかが結構多く起こりましたけど、山ではやっぱり抜根しないといけないような状態だったんでしょうかね。いかがでしょう。

【栗本委員】　　幹折れと両方ありまして、幹折れのほうはもう根元から切るだけにして置いている、今のところ、かえってそのほうが斜面が安定しますので置いているところがあります。

　先生もおっしゃっていただきましたように、総合的な安全という意味で農と緑の総合事務所が府の環境税事業を入れて、治山堰堤も一緒に入れていただいて、総合的に安全を図るように今はやっていただいておりますが、斜面、今見ていただきましたように斜面が崩れるということもこれからは当然あろうかと思いますので、そこは地元の方も多分、目をしっかりと見ていただいていると思いますし、私どもといたしましても、定期的にこういう場がありましたら、今の回復状況、その都度の回復状況をお知らせし、課題も御教授願いたいというふうに思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。

【増田会長】　　ありがとうございます。

【三好委員】　　ありがとうございます。

【増田会長】　　多分、これから災害が激甚化するというのが常態化するというふうなことが言われておりますので、非常に貴重な経験ですので、これを技術としてどう蓄積していくかというふうなことが非常に大きな課題かと思います。ありがとうございます。

　ほか、いかがでしょうか。

　唯一と言っていいのは、路網がこの際きっちり整備しながら新たに植林されたということで、やっぱり路網整備にとっては、ある一定大きな財産として引き継がれていくのかなというふうなことを思います。

　府のほうは、何か御発言ございますか。はい、どうぞ。

【赤井みどり推進室長】　　すいません、赤井です。

　今回、平成３０年の発生の被害やったんですけども、実は２０年前にも、その３０年から２０年前ですね。平成１０年に南河内地域で同じようなひどい風倒被害がありまして、その復旧であったり、あと材の風評被害みたいなのが起こって、非常に地域の林業家の方、御苦労されたのを記憶しております。

　まさに、寺井委員の所有林もかなりの被害を受けたと聞いておりますし、その復旧についてもいろんな手法を取られたと聞いてはいますので、２０年の経過とかその後の状況など、ちょっとお聞かせいただければ非常に参考になるかと思いますので、お願いしたいと思います。

【増田会長】　　寺井委員、いかがでしょうか。

【寺井委員】　　やはり私、その頃に山に入ったんですね、被害がひどくって。

　結果を先に言うと、この何十年かたって、もうほとんど分からなくなってきました。やはり山は、１０年、２０年、復興もやっぱりそれぐらいかかりますね。やっぱり今やったらもう、ちょっと樹種は違うんですよ、植えた樹種はね。だけど、大分もう前と変わらなくなりました。それでいいでしょうか。

【増田会長】　　はい。非常に災害に強いと言われている大橋山でも、やっぱりかなり被害が出たんでしょうかね。

【寺井委員】　　ええ、もう風には勝てません。もうそんな何も長い時間は、風は吹いていないんですよ。数分でかな。あんだけ威力があるいうことを、私もその後見に行ってびっくりしました。ほとんど倒れていましたもん。風の通り道ってあるんですね。もうそこがばたっと、太い木ほど、高い木ほど倒れますね。

【増田会長】　　なるほど。はい、分かりました。ありがとうございます。

　本当に風神が駆け抜けたという感じの被害が発生しますね、風というのは。だから、特定の谷筋の特定の斜面がかなり激甚の災害を受けるという典型的な例かもしれないですね。ありがとうございます。

　ほかは何か、よろしいでしょうか。

　まだこれから結構、育成していくということに対しては、保育管理が結構大変かと思いますけど、適宜ここに状況報告いただいて、ある一定のやはり災害復旧に対するノウハウの蓄積というところへつながっていければと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

　ありがとうございました。

　それではもう一点、森林環境譲与税についての報告があるということを聞いておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【塩野森づくり課参事】　　森づくり課の塩野でございます。よろしくお願いいたします。

　お手元の資料４、３１ページに従いまして、大阪府におけます森林環境譲与税の取組状況について御説明させていただきます。

　平成３１年３月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立しまして、森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。

　森林環境税は、令和６年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として１人年額１,０００円を市町村が賦課徴収するもの、また森林環境譲与税は令和元年度から全国の市町村と都道府県に対して、国が定める基準に従いまして毎年譲与されるものです。

　森林環境譲与税は、法の定めにより使途が決められておりまして、市町村は森林の整備や人材育成、木材利用、普及啓発、それから都道府県は森林整備を実施する市町村の支援などの費用に充てることとされております。

　お手元資料の上段一番左側は、譲与の割合と譲与基準について国が作成している図になります。

　制度が開始された令和元年度から森林環境税の徴収が始まる令和６年度まで、譲与額が段階的に増加します。また、私有林の人工林面積、林業就業者数、人口の３つの項目が額算定の基準となっております。

　上段中央の表は、大阪府と府内の市町村におけます譲与額、それから事業執行額、単年度の譲与税の執行率、当該年度までの累計での譲与税の執行率、そして事業を実施した市町村数について各年度の実績、令和４年度につきましては見込みの数字を示したものでございます。

　市町村数につきましては、トータル数のほか、森林整備、木材利用、その他といたしまして人材育成や普及啓発などの事業、この３つの項目に分けて市町村数を記載しております。なお、１つの市町村で複数の項目の事業を実施しているところについては、重複してカウントしております。

　上段一番右の表は、大阪府とそれから府内の市町村の各年度の譲与額を示した表でございまして、市町村につきましては、令和元年度の時点で譲与額が大きい順に並べております。例えば、令和４年度、今年度で言いますと、一番高額は大阪市の３億１,０００万ほどいうことになります。

　それから、資料の下の段でございますが、一番左側は大阪府の取組状況になります。

　都道府県の譲与税の使途としましては、市町村の支援が大きな柱となっておりますので、制度が始まった令和元年度から、大阪府みどり公社に森林整備・木材利用促進支援センターというのを設置いたしまして、市町村職員を対象といたしました研修会の開催など、森林整備や木材利用の取組をサポートしているところでございます。

　また、府域の森林について、航空レーザー計測やその解析を行いまして、そのデータなどを市町村に提供しております。

　さらに、令和３年度からは、大阪府内産材を使用した木質化モデルの整備を府有施設で実施しておりまして、市町村の職員の方々を対象に施工中などの現場研修を開催するなど、木材の利用方法とか整備方法についての情報提供も行っているところでございます。

　その右側が、市町村の取組事例になります。

　森林整備については、例えば千早赤阪村での条件不利森林での保育間伐、島本町での森林境界の画定作業、河内長野市での森林体験学習などのほか、森林の現況調査であったり森林所有者の意向調査、危険木や被害木の伐採といった取組が行われております。

　その下、木材利用につきましては、事例として河内長野市の市役所の木質化、大阪市中央図書館の木質化、河南町での出生記念の木製積み木の配付などのほか、保育所や小中学校、体育館といったようなところで木質化や木製家具類の整備、木製ベンチや遊具の整備、木育体験学習の開催などが行われております。

　最後に、一番右側になりますが、市町村連携の取組について記載しております。

　府内の市町村間で譲与税財源のやり取りをしている事例はまだございませんけれども、吹田市が平成１７年に能勢町とフレンドシップ協定を締結しておりまして、これに基づいて、吹田市がこの１１月にオープンいたしました複合施設において、譲与税を活用して能勢町産材を使って屋根や壁や柱などにその材を使用しております。

　また、本日は委員として御出席いただいておりますが、河内長野市、それから千早赤阪村、河南町のこの３市町村が、令和３年５月に森林事業の連携協定を締結しておりまして、石川流域の保全に向けて、今後、下流域の市町と森林整備や河内材の活用について連携していくということを目指しております。

　大阪府といたしましても、このような府内の市町村間での連携した取組について、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

　簡単ではございますが、森林環境譲与税についての説明は以上になります。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ただいま御説明いただきましたけれども、名前の出ておりました河内長野市長さん、あるいは千早赤阪村の村長さん、何かコメントなり補足的な発言ございますでしょうか。いかがでしょう。

　人口をベースに計算しているので、千早は広大な面積がありますけれども、落ちるお金から見ると少し御不満もあろうかと思いますけど、何かいかがでしょう。

【南本委員】　　千早赤阪の南本でございます。

　今、会長からもいろんなお話いただきましたが、この譲与税に関しましては国税ということで、令和６年から１人頭１,０００円になるということなんですけど、このことに関しては私とこみたいな小さな村がこの審議会でやいやい言うほどのことでもないので、幾ら言ったってもう国のされることなんであれなんですが、少しこの審議会の皆様方、もう本当に千早赤阪村のこと、名前は知っていただいていると思うんですけども、実は千早赤阪村、少し審議会とちょっと離れますが、河内長野市も、私、ちょっともういろんな連携を取りまして、実は小学校５年生に対しての木育、これも河内長野、もちろん組合長にもお世話になって、森林組合さんのほうにも御協力いただいて、５年生に木というのはどのようになってどのように製材をするか、製材まで。また、家具作り、ちっちゃいおもちゃの家具を作るまでの工程を４年度もさせていただきまして、毎年、この千早赤阪村では各自治体の子どもたちも一緒になってやっていくような事業を考えておりますので、木育ということにちょっと力を入れさせていただいております。

　それと、千早赤阪村というのは、少しちょっとお時間いただいて、面積は３７平方キロメートルございます。大阪４３市町村の中でも村は１つなんですけども、その中で森林面積は約４番目か５番目ぐらいに属しております。

　ただ、昔は材木屋さん、うちも実家が木こりだったんですけども、材木、それと農業を盛んにやっておりまして、ところがちょうど５０年ほど前、昭和４５年ほどくらいから建て売りブームが出まして、外材がどっと入ってくるようになりまして内地材が駄目になってしまって。それまでは、山の整備、整理もすごくきれいになさっていたんですね。先ほど、寺井委員もおっしゃっていましたけども、少しの風で倒れる。昔からも伊勢湾台風だとか、私は知らないんですけども、すごい台風があったときに山はさほど傷まなかったんですね。なぜかといいましたら、非常に間伐をして、木というのは太陽が当たらなかったら当たっている先っぽだけがどんどんどんどんと太陽に当たって上へ上へ伸びるんですね、細くて長い木ばっかり。ところが、昔は手入れされとったら、太くて短い木ばっかりだったんです。それと、土も乾燥して、そういうふうな形で、そうするといろんな雑木が生えてきますが、それをまた下刈りをしてきれいに手入れされていたんです。

　ところが、５０年前から、木の値打ちがなくなってから全くそのままになってしまっているから、先日、クリスマス前にちょっと大阪は雪降りました。千早赤阪村、金剛山の山頂で３５センチ、私とこの平野でも１５センチ積もったんですね。そんな中でも、もう雪でバンバン倒れているんです、山の中。これは、ニュースにも何もならないです。現状、そんなんなんですね。そんな中で、この地域の森林計画をしていただいている中で、河内長野さんとかいろんなところで林道の整備をされているんですが、千早赤阪村は林道そのものがほとんどないんです。ここにちょっと修理を、橋梁の修理をしないといけない、ちょっと横が崩れている、こんなん千早赤阪村にたくさんあるんですね。２トン車も通れないぐらい。

　だから、今後、もう私とこの担当課とまたこの審議会に御協力いただいて、もう少し千早赤阪村の山を、この審議会でもお世話になって整備を進めていくような方向でやっていきたいので、ぜひ御協力いただきたいと思います。

　長々とすいません。失礼します。

【増田会長】　　いいえ、ありがとうございました。

　島田委員、何かございますでしょうかね。

【島田委員】　　はい。南本村長と同じような話になってしまうんですが。

　まず、河内長野市の森林の状況を申し上げますと、河内長野市、大阪府内では大阪市、堺市に次いで、面積では３番目に大きいところでございます。１０９平方キロメートルでございます。

　その面積の中で、約７０％が森林でございます。森林の約７０％がスギ、ヒノキの人工林です。ですので、面積の７０％が森林で、その７０％の森林の７０％がスギ、ヒノキの人工林なんで、０.７×０.７で０.４９ですけれど、河内長野市の面積の約半分がスギ、ヒノキの人工林という状況でございます。

　これは、いろんな背景があるんですけれども、やはり時代の流れにうまくついていけなかったというとこあると思うんですが、やはり木植えてから実際にそれを活用できるまでに何十年もかかりますんで、時代がどんどん流れていって、昔は木というのは家建てるだけじゃなく、燃料といえば全て木だったという時代があるんですが、それが石炭になり、いろいろ変わって今はもう電気、ガスですから、木がなかなか燃料には使ってもらえない、家建てるのもやはり外材というところで、無用とまではいかないですが本当にそういった、先ほどの台風の話もありましたけれども、台風とかになると倒れるだけのという存在になりつつあったもんですから、そういったところで、ただ木の質はすごく良くて、材質は保証されたものなんですが、なかなか活用されていないということで、河内材、大阪河内材という名の下にいろいろ売り込みをかけているというところでございます。

　なかなか宣伝しても吉野材ほどの知名度がないもんですから、ただ材質的には、品質というならば全く引けを取らない、そんなすばらしい材木がたくさんございますんで、できれば我々としては大阪・関西万博でちょっと使っていただいて、それが広告となりＰＲにつながっていってたくさん利用が進めばなと。そうすると、木をどんどん使っていっていただければ、やはり河内長野の森林もうまく回っていくと思います。河内長野だけじゃなく千早、河南町というふうに考えております。

　この森林環境譲与税を使ってなんですが、河内長野市としては、環境ＥＳＤを子どもたちに、当然、河内長野市から始めているんですけれども、近隣の市町村あるいは大阪市のところにはたくさんの森林環境譲与税が流れていますんで、それは人口に比例する部分もあるんで、できれば大阪市内とか、木質化のほうに行く部分もあるんですけれども、環境ＥＳＤということで子どもたちに、小学生に一日河内長野に来ていただいて、森林に入り森に入り、木をちょこっとずつ切る体験とかするんですね。なかなか子どもたち、木を切る機会というのも最近ないですし、やはりいろんなことを実際に体験すると森林の大切さというのも理解しますし、ＳＤＧｓということで、やはり木が温暖効果ガス吸収しているというところ、そういうところも子どもたちは実感していないと思いますんで、そういうＳＤＧｓの勉強にもなりますんで、こういったところをいろいろＰＲしているんですけれども、それやるためにはやっぱりまずは学校の先生なんですね。

　学校の先生も来てくださったら結構気に入ってはくださるんで、なかなかそれがうまくつながっていないとこもあるんですが、よく時々学校の先生を呼んで、実際に子どもたちが体験するプログラムを先生たちにも体験していただく。そういうようなところもやっていますんで、これもまた大阪府全体でこういう、大阪府内ですんで、ぜひこういった環境がある河内長野で、環境ＥＳＤというのを教育委員会と共に一緒に何かやっていければなと思っていますんで、よろしくお願いいたします。

【増田会長】　　どうもありがとうございました。

　リモートで参加いただいている黒田委員、何か御発言ございますか。よろしいですか。

【黒田委員】　　黒田ですけれども、一、二点よろしいでしょうか。

【増田会長】　　はい、どうぞ。

【黒田委員】　　ちょっとお願いがありまして。

　今、人工林のほうで一生懸命使いましょうという話をいろいろと紹介してくださいましたけれども、実は内装関係の会社とかハウスメーカーとか、広葉樹の、今、輸入材の高騰なんかでかなり国内で探してられるんですね。これまで、コナラとかアベマキなんかの林は燃料の林で材になんかならんということは、もう一般的に言われていたんですけども、十分使えますということで、家具会社がもう使い始めておられます。コナラなんかですごくいい家具ができていますので、今後府内で、元薪炭林であっても割と通直で使えそうだというところはぜひ、ナラ枯れで枯れてしまう前に売る方向に動いていただけないかと思います。

　私、今、一生懸命そこのつなぎをしているんです、会社とそれから地元の。もう立ち木をそのまま会社に直結で買っていただいた例が、ほかの県でもありますし、あちこちの県でそういうところ動き始めてられますので、もう全部燃料にするということは、桜なんかすごくもったいないことされていますので、そこもちょっとできないかなというふうに見ていただけたらと思います。

　もう一点は、街路樹ですね。今、街路樹、太くなってたくさん切られています。産業廃棄物になっているんですけど、これも都市林業って呼び出しているんですけども、非常に搬出しやすいし、家具内装に使えるので、ケヤキですとかいろんな樹種、それも材として使う道があるということを、ちょっと何かこれ環境譲与税なんかで取り組まれると、資源ということで一般の方にも認識していただけるかなというふうに思います。街路樹伐採というと、物すごく皆さん、嫌がられる方多いんですけれども、ちょっとそういう見方の違いも今後の審議で織り込んでいただければなと思います。

　以上です。よろしくお願いします。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　貴重な意見を皆さん方からいただきましたけれども、何かほかございますでしょうか。

【柏原委員】　　よろしいですか。

【増田会長】　　はい。柏原委員、どうぞ。

【柏原委員】　　柏原でございます。お世話になります。

　ただいまの御報告、あるいは市長さん、村長さんのお話、大変興味深くお聞きしました。

　府からの報告にありました３市町村の森林事業連携協定、非常にすばらしいことかなと思います。

　この３市町村さんに関しては、今月、私どもの近畿中国森林管理局の庁舎の１階にある森林（もり）のギャラリーでも展示をさせていただいております。大阪河内材の関係とか、あるいはＥＳＤの関係なども御紹介させていただいております。もしお時間あれば、お運びいただければというふうに思っております。

　森林環境譲与税に関しては、昨年来、本庁のほうからいろいろ大阪府さんにもいろんなお願いをして、それに対応してこのような御努力をしていただいて、実績も上がってきているというふうに承知しております。

　この関係の取組を続けていただくということになろうかと思いますけれども、特に単年度の執行率につきましては、ここの資料には４年度当初のがあって、多分、補正などでさらに上乗せもあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、令和５年度についてはぜひ１００％を目指して、あるいは積んである基金を使ってさらに伸ばしていただくというような、そういう取組をやっていただくといいのかなというふうに思います。

　そういうことの積み重ねが、また環境譲与税全体のスキームの見直しというものにもつながっていくのかなというふうに思っております。千早赤阪村さん、それから河内長野市さんはかなり頑張っていただいていると思いますけれども、ほかの市町村、市町も含めてしっかり実績を積んでいただければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【増田会長】　　ありがとうございます。

　ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　はい。三好委員、どうぞ。

【三好委員】　　すいません、少々発言させていただきます。

　１つは、先ほどの高槻の例もそうでしたが、倒木というのが大量に発生する時代になっていると私は考えています。それは、拡大造林期からの植林が、手入れが十分できないまま成長してしまっているという事実もそうですし、片や広葉樹林においても一時期からエネルギー革命が起こってから５０年。それで、異常に成長してしまって、まきや炭にはもうほとんどできないような状態になってしまって、暗くなって、結局、虫が入ってしまってというような、もう悪循環に入っていますから、ばたばた倒れて、その後なんですけれども、常緑の中低木がすごく増えますよね。だからそういう林相の変化というものがいろんな影響を与えると思うんですが、私が専門とする斜面安定という意味でも、しっかりした根を張らないという影響があります。

　そういう意味で倒木がさらに増えるということも懸念されます。それが、倒れるだけでなく流れ木化することも非常に懸念されますので、今後のその森林を見ていく中での倒木対策、流れ木対策というものの一環として伐採をしていくというような、これもう直接つなげて議論していく必要があると私は思っております。

　それと、もう一点すいません。この譲与税を使ってレーザー測量をされているということですけれども、あちらこちらの都道府県でレーザー測量をしたはいいけれどもデータが眠ってしまうところが非常に多いんですね。できたら、それを解析するところまでしっかりと、知識を持っている機関であるとかそういうところに預けてでもやって、決して眠り込んでしまわないように。レーザー航測の場合は、５年置きとか１０年置きに同じところを何回も何回も取ったら成長量が分かるとかそういう効果もあるものですから、そこの活用というところにちょっと意識を強く持っていただきたいというのがあります。以上です。

【増田会長】　　なるほど。分かりました。ありがとうございます。

　よろしいでしょうかね。

　特に、やはり大阪の場合は、他府県と連携も大事ですけど、やはり同一の下流域と上流域との連携によって森林整備が進んでいくというふうなことを、ぜひとも全国に先駆けて、大阪市なんか兵庫県のどっかと連携するとかそうではなくて、やっぱり上流域の森林と連携することによって府内全体の森林の、要するに健全化につながっていくと、何かそういうあたりを全国に先駆けて展開していっていただければなというふうなことを思います。よろしくお願いしたいと思います。

　あとそれと、多分、先ほどのレーザー測量の話ですけど、ちょうど農業政策があれですよね、大転換というか、一筆一筆この２年間の間に地理情報システムとリンクさせて、３年、５年、１０年の営農意向を落として地理情報をデータベース化すると、そういうことが農業政策で展開して、いずれ林業政策でもそういうふうな、要するに地理情報システムと連携した経営計画の立て方であったりとか、林業営業の意向調査であったりとか、そういう時代が来ると思いますので、ぜひともそういうＩＣＴ技術を生かした技術の蓄積みたいなやつにつなげていっていただければなと思います。ありがとうございます。

　大体よろしいでしょうか。

　今日予定しておりました案件、大体意見交換できたかというふうに思います。

　大体予定しておりました１５時３０分にもなりましたので、そろそろ閉会をしたいと思いますけど、よろしいでしょうか、皆さん。

　事務局、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

　それでは、非常に闊達な意見交換をいただきまして、どうもありがとうございました。非常に重要な時期にも差しかかっておりますし、反対に激甚化していく災害に対する防備ということも必要になってきておりますので、忌憚ない意見交換しながら健全な森林育成につなげればと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。御協力ありがとうございました。

　事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

【司会（天羽森づくり課副主査）】　　以上で、予定しておりました内容は終了いたしました。

　委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

　これをもちまして、第８８回大阪府森林審議会を終了させていただきます。

――　了　――